



# GILDAN®

## 内部告発に関する方針（従業員および外部利害関係者向け）

取締役会による方針採択日：2009年8月12日  
最終更新日：2020年7月16日

この方針は、2004年2月3日に取締役会によって採択された「*Reporting Employee Concerns of Questionable Acts*（疑わしい行動に関する懸念の報告（従業員向け））」  
および「*Policy for the Receipt, Retention and Treatment of Complaints Received by Gildan Activewear Inc. from Non-Employees Regarding Accounting, Internal Accounting Controls or Auditing Matters*（会計慣行または内部会計統制、監査に関し従業員以外の人から Gildan Activewear Inc. に寄せられる苦情の受付およびその保持・取り扱いの方針）」の両方針の代わりとなるものです。



## 目次

I. 序文.....	1
II. 目的および適用範囲.....	1
III. 報復禁止.....	2
IV. 懸念の報告.....	2
1. 連絡手段・報告体制.....	2
(i) 管理者に報告（従業員向け）.....	2
(ii) その他の連絡手段（従業員向け）.....	3
(iii) 直接的な連絡手段（外部利害関係者向け）.....	3
(iv) その他の連絡手段（外部利害関係者向け）.....	4
(v) 苦情の報告.....	5
(vi) 苦情の審査.....	5
(vii) 苦情のフォローアップおよび解決.....	6
(viii) 社内の苦情報告順序.....	6
2. エシックス&コンプライアンスホットライン.....	6
3. 守秘義務（従業員および外部利害関係者向け）.....	7
4. 追加情報.....	8



本方針の各所で使われている「Gildan」または「当社」という表現は Gildan Activewear Inc. およびその子会社と関連会社を指します。

## I. 序文

Gildan では、世界中のあらゆる事業活動において高い倫理基準を維持するという当社の取り組み、ならびに従業員および利害関係者団体との継続的かつ有意義な対話の促進という当社の目標に沿い、当社または当社従業員あるいは事業所、取締役、コンサルタント、業務委託先、代理店、サプライヤによる不正行為・疑わしい行動に関し従業員または外部利害関係者から寄せられる苦情・懸念の受付およびその保持・取り扱いについて、「内部告発に関する方針（従業員および外部利害関係者向け）」（以下、「方針」といいます）を策定しました。

## II. 目的および適用範囲

本方針の目的は Gildan の従業員および外部利害関係者に、報復・復讐を恐れることなく内密かつ希望に応じ匿名で懸念を提起できる手段（連絡手段）を提供することです。不正行為・疑わしい行動が過去に行われた、現在行われている、あるいは将来行われると確信する従業員・外部利害関係者は、本方針に従い懸念を報告することを推奨されます。誠意をもって届け出られた苦情・懸念については Gildan が適切な期間内に調査を行い、措置を講じ対応することを約束します。

本方針で使われる「外部利害関係者」とは、国・場所に関係なく Gildan の事業活動または行為に関連する、またはそれに起因する問題の影響を直接または間接的に受ける個人、団体、組織を指します。これにはサプライヤや業務委託先、顧客（またはその従業員）、非政府組織（NGO）、および／または Gildan の事業展開先の地域社会の市民・住民が含まれますが、それらに限定されません。

「不正行為・疑わしい行動」とは、当社または当社従業員、役員、取締役、コンサルタント、業務委託先、代理店、サプライヤによる違法行為や詐欺行為、不誠実・非倫理的な行為を言い表すために本方針で使われる用語です。不正行為・疑わしい行動の懸念とは次のようなものを指します（ただしこれらに限定されません）。

- 疑わしい会計慣行、内部会計統制、監査
- 内部統制が不十分であること
- 窃盗・横領、汚職、詐欺
- 利益相反
- 守秘義務違反



- Gildan の社名または所有物の不正使用
- 人権侵害、地域社会の取り組みの妨害、環境関連の法規違反
- Gildan 施設または第三者施設（業務委託先）の安全衛生問題
- Gildan または当社従業員、業務委託先、コンサルタント、代理店、サプライヤによる、Gildan の行動規範に対する違反行為
- Gildan または当社従業員、役員、取締役による、Gildan の倫理規定、その他会社方針に対する違反行為

### III. 報復禁止

本方針に従い、誠意をもって不正行為・疑わしい行動を報告した人が報復・復讐を受けることがあってはなりません。報復・復讐とはたとえば、脅迫や嫌がらせ、報告者が Gildan 従業員である場合は解雇、降格、停職、その他雇用条件に関する差別などのことを言います。誠意をもって不正行為・疑わしい行動を報告した人に対する報復は本方針に対する違反行為です。

一方、故意に虚偽の苦情・報告を行うことも本方針に対する違反行為であり、その場合は、報告者が Gildan 従業員である場合解雇を含む懲戒処分の対象となります。

### IV. 懸念の報告

#### 1. 連絡手段・報告体制

不正行為・疑わしい行動の懸念を効果的に受け付け、保持、報告、フォローアップ、解決できるように、次の連絡手段・報告体制が整備されています。

##### (i) 管理者に報告（従業員向け）

不正行為・疑わしい行動が過去に行われた、現在行われている、あるいは将来行われると確信する従業員は、標準的な管理者経由の報告手段を使用することを推奨されます（そうすることに抵抗がない場合）。つまり直属の上司や部長、勤務地の人事部門、法務部門に報告する方法です。ただし本来、報告先であるべき管理者本人が問題の不正行為・疑わしい行動に関与している、またはそれを容認している場合はその人に報告する必要はありません。



(ii) その他の連絡手段（従業員向け）

上述の管理者経由の報告手段では適切に解決されない、あるいは守秘義務が守られないと思う場合には、次の手段が別途用意されておりいつでもそちらを利用することができます。

- A. 詳細を記した文書を Gildan の Ethics and Fraud Compliance Committee（倫理および不正行為調査委員会：以下「倫理委員会」といいます）委員長宛てに電子メール（[EthicsandFraud@gildan.com](mailto:EthicsandFraud@gildan.com)）で送る
- B. 当社の幹部が関与している場合は、詳細を記した文書を独立した取締役会長宛てに電子メール（[BoardChair@gildan.com](mailto:BoardChair@gildan.com)）で送る
- C. 当社の幹部が関与しており疑わしい会計慣行または内部会計統制、監査に関する問題である場合は、詳細を記した文書を取締役に設置された独立した Audit and Finance Committee（監査および財務委員会）の委員長宛てに電子メール（[AuditChair@gildan.com](mailto:AuditChair@gildan.com)）で送る
- D. 倫理委員会の委員長や取締役会長、Audit and Finance Committee（監査および財務委員会）の委員長に直接報告することに抵抗がある場合あるいは匿名での報告を希望する場合は、内密に報告できる外部のエシックス&コンプライアンスホットライン（以下「ホットライン」といいます）（詳細は以下の第 2 項を参照）に報告
- E. （監督者・管理者向け）標準的な管理者経由の報告手段で苦情を受け付けたが適切に対処できない場合は、上述のいずれかの報告先にすぐに報告する必要があります

(iii) 直接的な連絡手段（外部利害関係者向け）

Gildan では Stakeholder Engagement Policy（ステークホルダーエンゲージメントに関する方針）を通じ、外部利害関係者との継続的な対話の維持に取り組んでいます。その一環として、不正行為・疑わしい行動の報告先としてだけでなくアイデアや改善点、ベストプラクティスを含むフィードバックの提供先としても利用いただくことを目的に外部利害関係者向けの報告手段を設けています。外部利害関係者は、懸念・問題の報告先またはフィードバックの提供先として次の直接的な連絡手段を使用することを推奨されます（そうすることに抵抗がない場合）。



- A. 中米およびカリブ海地域に関する懸念、問題、フィードバックについては、詳細を記した文書を **Corporate Citizenship**（コーポレートシチズンシップ）部門の次のアドレスに電子メールで送る：[comunicaciones.HON@gildan.com](mailto:comunicaciones.HON@gildan.com)
- B. その他の地域に関する懸念、問題、フィードバックについては、詳細を記した文書を **Corporate Citizenship**（コーポレートシチズンシップ）部門の次のアドレスに電子メールで送る：[CC@gildan.com](mailto:CC@gildan.com)
- C. 報告者が **Gildan** の製造業務委託先である第三者の従業員である、または懸念が **Gildan** の製造業務委託先である第三者に関するものである場合は、詳細を記した文書を **Corporate Citizenship**（コーポレートシチズンシップ）部門の次のアドレスに電子メールで送る必要があります：[worker.hotline@gildan.com](mailto:worker.hotline@gildan.com)

(iv) その他の連絡手段（外部利害関係者向け）

上述の直接的な連絡手段では不正行為・疑わしい行動（またはその他の問題・懸念）が適切に解決されない、あるいは守秘義務が守られないと思う場合には、次の手段が別途用意されておりいつでもそちらを利用することができます。

- A. 詳細を記した文書を倫理委員会の委員長宛てに電子メール（[EthicsAndFraud@gildan.com](mailto:EthicsAndFraud@gildan.com)）で送る
- B. 当社の幹部が関与している場合は、詳細を記した文書を独立した取締役会長宛てに電子メール（[BoardChair@gildan.com](mailto:BoardChair@gildan.com)）で送る
- C. 疑わしい会計慣行または内部会計統制、監査に当社が関与していると信じる根拠がある場合、または当社の会計慣行、内部会計統制、監査に関し苦情がある場合は、詳細を記した文書を独立した **Audit and Finance Committee**（監査および財務委員会）の委員長宛てに電子メール（[AuditChair@gildan.com](mailto:AuditChair@gildan.com)）で送る
- D. **Corporate Citizenship**（コーポレートシチズンシップ）部門や倫理委員会の委員長、取締役会長、**Audit and Finance Committee**（監査および財務委員会）の委員長に直接報告することに抵抗がある場合あるいは匿名での報告を希望する場合は、内密に報告できる外部のホットライン（詳細は以下の第 2 項を参照）に報告



(v) 苦情の報告

本方針に従い懸念を報告する際には、十分な情報が提供されるよう従業員・外部利害関係者とも可能な限り事実に基づき証言することを求められます。そうすることにより、徹底的な調査が可能となりますし、誤解や勘違い、噂による不確かで不当な非難から他の Gildan 従業員・外部利害関係者を守ることができます。適切に調査を実施できるよう、従業員・外部利害関係者とも本人の氏名と連絡先を残すことを推奨されますが、本人が希望する場合は匿名で届け出することも可能です。

(vi) 苦情の審査

本方針に従い寄せられた苦情については次のとおり審査が行われます。

- A. ホットラインおよびその他の手段で寄せられた不正行為・疑わしい行動に関する苦情はすべて、法務部門と人事部門ならびに倫理委員会指定の内部監査担当者（「**倫理委員会担当者**」）に報告されます。
- B. 寄せられた苦情ごとに倫理委員会担当者が審査のうえ、苦情の内容、重大性、対象に応じ社内から調査、解決に臨み、結論を出す責任者を任命します。調査を任命された人は実行可能な範囲内で、所属部門のリソースや必要に応じ外部リソース（独立した検証機関など）を使用して調査、解決に臨み、結論を出します。
- C. 疑わしい会計慣行または内部会計統制、監査に関し苦情が寄せられ、それが真実ならば Gildan に重大な影響が及ぶと想定される場合は、**Audit and Finance Committee**（監査および財務委員会）の委員長が調査に参加します。
- D. 社長兼最高経営責任者またはその他の上級管理職に関し苦情が寄せられた場合は、取締役会長が調査に参加します。
- E. 倫理委員会担当者および取締役会長、**Audit and Finance Committee**（監査および財務委員会）の委員長は調査および解決にあたり必要に応じて、外部の監査機関や法律顧問などといった専門家を雇用し内密に助言を求めることがあります。



- F. 内容や重大性、複雑性などといった要因を考慮のうえ、調査を任命された人が妥当な期間内に苦情の対処にあたります。
- G. 調査で明らかになった事実や結論は倫理委員会に提出されます。

(vii) 苦情のフォローアップおよび解決

調査で明らかになった事実や調査終了時の結論は一般に、倫理委員会担当者から報告者である従業員または外部利害関係者（氏名が明かされている場合）へと伝えられます。ホットライン経由で報告された問題については、ホットライン経由で倫理委員会担当者から報告者である従業員または外部利害関係者へと伝えられます。

(viii) 社内の苦情報告順序

寄せられた苦情について、倫理委員会が四半期別ステータス報告書を **Compliance Steering Committee**（コンプライアンス推進委員会。幹部で構成される）に提出します。調査結果や是正措置がある場合はそれらも報告書に含まれます。次に **Compliance Steering Committee**（コンプライアンス推進委員会）が苦情の内容および重大性に応じて、四半期別報告書（必要に応じそれより頻繁な場合もある）を **Audit and Finance Committee**（監査および財務委員会）または **Compensation and Human Resources Committee**（報酬および人事委員会）、コーポレートガバナンス、**Social Responsibility Committee**（社会責任推進委員会）経由で Gildan の取締役会に提出します。

## 2. エシックス&コンプライアンスホットライン

従業員は管理者経由、外部利害関係者は直接的な連絡手段で報告することを推奨されていますが、内密かつ匿名で届け出られるようにとの配慮から当社では従業員および外部利害関係者向けに別途、ホットラインという連絡手段も設けています。ホットラインの主な特徴は次のとおりです。

- 独立した第三者機関によって運営されており、従業員・外部利害関係者から寄せられた苦情の受付、保持、記録、報告業務をすべて同機関が行っています。
- 従業員・外部利害関係者とも、詳細を記した文書をホットラインのウェブサイト <https://secure.ethicspoint.com> に送信するか、国別のフリーダイヤルに電話するか、いずれかの方法で苦情を届け出られるようになっています。国別のフリーダイヤルの番号は各事業所または工場内に掲示されているとともに、Gildan のウェブサイトにも掲載されています。





- 年中無休 24 時間体制で受け付けており、各国の言語に対応しています。
- 新規採用者は入社初日に勤務地の人事部門よりホットラインの存在を通知されます。
- 通常のトレーニングおよび連絡手段を通じて、すべての従業員に対しホットラインに関する通知がなされます。
- 外部利害関係者は Gildan のウェブサイトや地域社会代表者との会議、直接的なステークホルダーエンゲージメントを通じてホットラインの存在を通知されます。
- 寄せられた苦情については詳細が記録され、内容別（安全・セキュリティ関連、会計・監査・財務関連、人事関連、人権関連、法律関連など）に分類されます。
- 苦情ごとに番号が割り当てられ、その番号から調査に関する最新情報を入手できるようになっています。
- ホットラインサービス提供業者は寄せられたすべての苦情を速やかに倫理委員会担当者へ報告します。
- 苦情の分類については、一覧を <https://secure.ethicspoint.eu/domain/media/en/gui/100213/index.html> から入手できます。

### **3. 守秘義務（従業員および外部利害関係者向け）**

苦情の詳細および調査で得られた情報は「知る必要がある」場合または適用法で義務付けられている場合を除き、合理的な範囲で機密扱いとされ、他者に開示されることがありません。

ホットラインは苦情を届け出た従業員および外部利害関係者の機密性を確保し匿名性を維持する目的で設けられています。ホットライン利用者には、その後の連絡が内密かつ速やかに行われるよう苦情ごとに識別番号と返信予定日が割り当てられます。

内容によっては対処および／または是正措置を講じられるよう、調査責任者に氏名を明かすよう求められることがあります。その場合も、調査は合理的な範囲で報告者の身元を保護する形で行われ、「知る必要がある」場合または法律で義務付けられている場合を除き一切情報が開示されることはありません。



本方針に記載されているいずれの内容も、疑わしい会計慣行や内部会計統制、監査、その他について匿名で報告するという従業員または外部利害関係者のオプション行使を妨げることを意図したものではありません。

#### **4. 追加情報**

本方針はガイドラインを示すことのみを目的に提供されています。本方針に記載されているいずれの内容も、従業員の退職および解雇自由の原則を変えたり、会社側に従業員に対する契約上の義務を生じさせたりすることを意図したものではありません。当社は、適用法に沿った形で当社独自の裁量で本方針を変更または本方針から逸脱する権利を留保します。

ご質問のある方は、法務およびコンプライアンス部門長マリア・リートまで電話（514）744-8567 または電子メール [mreit@gildan.com](mailto:mreit@gildan.com) でお問い合わせください。